

2022 年度事業計画（案）

I 空港ターミナルビルの事業環境など

1. 経済状況と空港の現況

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、パンデミック宣言から2年を経過した現在も収束の兆しは見え、日本及び各国に甚大な影響を及ぼしている。2021年度、国内GDPは前年度の落ち込みから緩やかな回復を見せているが、国際物流の停滞及びウクライナ情勢の影響による資源の高騰等で世界的なインフレの兆候が表れており、経済はもとより航空需要の下押し要因となりかねない状況にある。

2022年度は、ワクチン接種の進展など感染防止に努め、命と雇用を守る活動と事業の継続維持を図り、感染の長期化に伴う企業や雇用のマイナスのインパクトに対し今後も注視していく必要がある。

空港については、感染拡大により世界や我が国の航空業界を一変させ、甚大な影響をもたらす正念場を迎えている。この中で、2021年1月、日本国内で確認された変異ウイルスの感染拡大を受け、外国人の新規入国停止措置等の新たな水際対策措置が追加されたが、同年10月以降、段階的な入国制限の緩和や隔離期間（自主待機）の短縮、ワクチン3回接種証明書所持者の隔離不要などの検疫ルールの見直しが図られている。

会員各社では、引き続きポストコロナの環境変化も見据えた事業の見直しやコスト削減が行われており、航空需要が回復するまでの間、感染症対策と事業の維持、航空ネットワークの維持を図りながら、今後の人々の行動や企業活動の変容など事業に与える影響について慎重に注視していく必要がある。

2. 空港の課題と協会事業の見直し

このような困難な時こそ、会員各社は、当協会の空港に関する業界団体としての意義や活動の重要性を再確認して頂くと同時に、会員間の連携を一層深め、事業運営及び経営面の対応等について情報共有を徹底し、各社従業員の感染防止と事業維持に最大限の努力を傾注し、空港機能を維持し航空ネットワークの維持を図っていくことが重要である。

当協会は、この難局を克服するため国へ支援要望活動を継続していく。

また、コロナ禍において顕在化した航空ネットワーク維持の重要性と全国の空港間の連携・協力関係や当協会の機能の重要性について、国のご意見やお考えを踏ま

え、この度の第4回定時総会において決議される当協会名称変更等の協会事業の見直し方針に沿い、従来の枠組みにとらわれず、公共インフラとして空港ターミナルビル会社と同様の理念を共有するコンセッション会社、空港運営会社と共に業界団体を構成することとする。

さらに、会員相互の連携を強化し、従来からの空港ターミナル事業に関する常設委員会活動を中心として、空港運営事業部門（仮称）の新設や新会費制度の構築を目指し、2022年度から発展的に協会の組織・活動を見直すこととする。

加えて、早期の国際線の復便に向け、主な空港運営会社等で構成される国際空港協議会との連携を図り、国際線就航空港間の情報共有や国への要望など協会の持つ調整機能を活かした新たな活動体制を構築していく。

以上により、2022年度事業については、事業の維持・効率化を図りつつ協会事業の見直しを行うと同時に、ポストコロナにおける観光ビジョン等の政策変更等を踏まえ、空港経営改革、今後のお客様サービスの改善等の利便性向上に関する取組、テロ対策の徹底による利用者の更なる安全・安心の確保、脱炭素化に向けた取組、技術革新と安全で利便性の高い航空ネットワークの実現、地方空港インフラの充実と地域の活性化、二次交通に関する環境整備、ユニバーサルデザイン化、防災・減災対策及び感染症予防対策等の諸課題に関する事業活動を全国で展開し、国や関係機関等とのパイプ役としてその成果を共有していく。

あわせて、徹底して会員各社を支援し各社の利益増進と地位の向上を図り、航空界が健全な発展を遂げるよう諸活動を積極的に推進する。

II 組織活動

1. 協会活動の強化

2022年度5月現在の会員数は正会員52社、特別会員3社、賛助会員62社の合計117社である。

この難局を克服し事業者団体としての意義を高めるため、協会事業の見直し方針に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と各社の事業運営の維持に注力すると同時に、空港ターミナルビル事業を中心とした空港運営事業者との連携・協力による新組織を目指し、委員会活動の質の充実強化、会員間の情報交換の充実、社会への情報発信の強化、会員数の増加、国との意見交換や航空事業者等関係団体との連携などの活動を一層強化していく。また、空港経営改革の進展に対しても的確に対応していく。

さらに、重要な政策課題について、新たな空港運営事業者の現状やご意見を伺い、今年度も国への提言・要望などを行い会員事業者のさらなる経営改善と協会の社会的価値、存在意義の向上に努める。

なお、2022年度の会員各社は、前年度以上に厳しい経営を余儀なくされるも

のと考えられることから、事業費の執行において一層の効率化と節約に努める。

2. 定時総会

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、宮崎県で開催を予定する第4回定時総会では感染防止対策を徹底して確実に行い、一人の感染者も出すことなく重要な議案を審議し、成功裏に開催して会員間の結束を図る。

3. 理事会

理事会を適時開催して会員各社が置かれている厳しい事業活動の円滑な運営、協会事業の見直し方針に基づく空港運営事業との新組織の構築、新会費制度の検討、政策提言・要望活動及び進展する空港経営改革への具体的な対応等に関し、定款に基づき議決又は承認すべき事項等について審議する。

4. 常設委員会活動

感染拡大の長期化を踏まえ、新体制の下で、従来からの空港ターミナル事業に関する取組を中心として、2022年度も引き続き以下の6項目を各委員会共通のテーマとし、航空利用者の早期回復を図るための感染予防ガイドライン実施の徹底、テナント等の施設利用者への対応及び関係事業者や地域との連携等について、新たな空港運営事業者にも参加頂き、課題解決や情報共有について委員会において時期を得た取組みを行う。また、各委員会の従前の活動テーマについては、航空需要等の回復状況を見ながら、実効性のある活動ができるよう柔軟に取組んでいく。

さらに、2024年度からのスタートを目指す空港運営事業部門（仮称）や新会費制度の構築に関する検討の場を含め、具体的な活動については、会員各社の状況や意見・要望等を十分に把握し、委員所属会社のご理解ご支援を頂き、Web会議等を活用し速やかにかつ効率的に取組みを進め、活動経過や成果を理事会に報告し会員への情報共有を行う。

- (1) 感染予防対策の徹底
- (2) ニューノーマル（新たな状態・常識）に向けた対策
- (3) 政策動向の変化への対応
- (4) 新たなコミュニケーションツールの策定
- (5) 従前の活動の整理と需要回復後に向けた準備
- (6) リアルとオンラインを組み合わせ一層の無駄を省いた効率的な運営

5. 広報・会員サービス活動

(1) ホームページ

ホームページ掲載内容の充実を図り、協会事業の見直し方針等を含め一般に

も協会への理解と関心を深め、協会活動の高みを目指す。このため、最新の協会活動及びイベント等を分かり易く社会に周知する。

(2) 機関誌「Air Terminal」

会員等に対し、空港ターミナルビルや新会員事業のトピックス、最新の行政情報及び賛助会員の事業紹介や技術情報などを分かり易く提供する。

(3) 情報共有サイト

会員に対し、協会の諸活動、空港ターミナルビル及び新会員事業や空港施設等の運営全般に関する情報、サイバーセキュリティ情報、行政に関する通知・連絡、政策動向等を日常的に提供し、協会及び会員各社間の情報交換が迅速かつ分かり易くできるよう利用方法の説明等を行い、一層の活用と内容の充実を図る。

(4) 全国空港ターミナルビル要覧

会員に対し、最新の会員企業の情報や空港の現況を分かり易く提供できるよう、会員各社の情報更新について協力を頂き、一層の活用と内容の充実を図る。

(5) 会員向け保険制度

スケールメリットを生かした割安な保険料で、災害等万が一の際の会員各社の運営、リスク管理に役立つ協会独自の「空港管理者賠償責任保険制度」について、内容充実と加入斡旋を図り会員のメリットの拡大に努める。

(6) 統一活動

協会の事業と会員各社の取組などを分かり易く社会へ周知するとともに、会員各社の賑わいづくりや地域の振興に資する全国的な統一活動の実施に努める。

5. 航空関係事業者及び関係団体との連携

(1) 定期航空協会

お客様の安全・安心、サービス向上等の共通の目的を掲げる定期航空協会との間で、航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインへの対応、航空分野のイノベーションセミナー、保安防災、ユニバーサルデザイン化等の政策的課題への連携に努める。

(2) 国が進める空港等のバリアフリー及びユニバーサルデザイン化に関し、専門的知見を有し、先進的活動を実施する中央大学研究開発機構の秋山研究室及びエコモ財団等と連携・協力を行い、地方空港のユニバーサルデザイン診断、セミナー等の各種事業活動を引き続き実施し、会員空港におけるバリアフリー事業の強化及びユニバーサルデザイン化の促進に関するご支援を頂くと同時に、共同事業を実施する。

(3) 空の日・空の旬間

民間航空に対する理解の増進に寄与するため、引き続き「空の日」・「空の旬間」実行委員会に参加し、会員活動と共に航空の啓蒙活動事業に努める。

(4) (公社) 日本観光振興協会

日本の観光需要を回復し振興を図るため、GOTO トラベル等の施策実施で連携し、各種事業を行う公益社団法人日本観光振興協会の会員として、引き続き理事会及び定期総会に参加し、会員における地域の観光促進活動を強化する。

(5) (一財) 航空保安協会による空港救急医療従事者傷害補償

全国の空港における空港救急医療体制の充実に寄与するため、引き続き「空港救急医療従事者傷害補償制度」に関する事業活動に協力する。

(6) 海外交通・都市開発事業支援機構

国の要請の下、2014年度に出資した株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の事業について、会員の海外空港運営事業の参入に協力するため、引き続き同機構株主総会や事業説明会等に参加し情報共有を行う。

(7) 空港アクセスバス・アライアンス協議会

航空旅客の利便性向上のため発足した空港アクセスバス・アライアンス協議会の事業に協力し、訪日外国人旅行者や LCC 利用者などお客様の更なる利便性向上並びに会員空港の利用促進及び観光促進に努める。

6. その他の活動

(1) 空港経営改革対応

空港経営改革に関する最新情報を引き続き会員へ提供し連携強化を図る。

(2) 国との連絡調整について

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会員事業者の経営面等に関する調整及び要望の提出、国からの法令改正や補助金等の通知、会員周知や調査等の依頼事項に関する調整を図り、航空行政に関する情報収集及び把握に努める。また、新組織の構築等の重要事項に関して、国との間で意見交換し連携を図る。

以上